

過失致死傷罪って...

「死んでおわびするのか」 エネルギー戦略会議で反対派委員が早期再稼働を批判

福島原発の事故が直接的な原因となって亡くなった人というのは、今のところ私は寡聞にして知らない。

しかし、無免許で車を運転し、居眠りをし、その結果、幼い子と若い母親、そしてお腹の中の赤ちゃんの命を奪ったという話は現実としてある。

エネ戦略会議の反対派委員の言葉を借りれば、やはりこう言うべきだろう。

「死んでおわびしろ」と。

ところが、この“殺人事件”では、[危険運転致死傷罪](#)の適用すら困難なのだという。

[危険運転致死傷罪の適用困難か](#)(NHK ニュース)

阿呆な政治屋どもは一体何のために誰のためにこの法を作ったのか。

そして未だなくならぬ飲酒運転。一時よりも世間の風当たりが弱まったせいもあるのかもしれない。

飲酒運転などは、ある一定以上のアルコール濃度が検出されれば、即懲役刑ぐらいにすれば、それでよい。なんせ、飲んだら乗らなければ良いだけの話である。本来、だれも異を唱えることなどないはずだ。

これを機会に、無免許運転にも厳罰を適用すればよい。免許がなければ運転してはいけない。当たり前のことである。少年だのなんだのと甘い顔をするからつけ上がる。

仮に、私が愛する人を今回のようなケースで喪ったとする。その時は、きっとこう言うだろう。(光市母子殺害事件での本村さんの受け売りになってしまうが)

「犯人を無罪にし、一日も早く社会復帰させて欲しい。そうなれば、わたしが同じようにして犯人を殺します」と。

ところが、実際にやると、胎児を含め“3人の生命と未来”を奪った少年は自動車運転過失致死傷罪に問われ、少年を殺した私は殺人罪に問われる。こんな理不尽がまかり通って良いものか。